

根室市学校給食調理施設の整備・運営事業に関する

サウンディング型市場調査

実施要領

令和7年8月26日  
根室市教育委員会

## 1. 本調査の背景・目的

当市では、小学校4校・中学校2校・義務教育学校4校の計10校に対し、完全給食として1日当たり約1,500食を調理・提供しており、その手法としては、小中学校に併設する3つの学校給食共同調理場を直営により運営してきました。

一方、共同調理場については、いずれも建設から50年以上が経過し、かねてより老朽化・狭あい化が指摘されおり、食物アレルギー食の対応ができないことに加え、国内有数の水産都市でありながら、地場産品を利活用が限られている状況にあることなどから、新たな学校給食調理施設の整備を検討しているところであります。

新たな学校給食調理施設の整備に向けては、学校給食を取り巻く課題・状況を把握したうえで、将来にわたり安心・安全で持続可能な学校給食を提供するべく、従来の提供方式にとらわれない整備・運営方法等の可能性についても検討を進めているところであり、様々な視点から情報収集を行う必要があることから、民間事業者の皆様との対話により幅広く意見を徴取することを目的に『サウンディング型市場調査（以下、「本調査」という。）』を実施いたします。

## 2. 本調査実施概要

本調査対象事業	根室市における新たな学校給食調理施設の整備・運営事業
事業実施内容	(ア) 学校給食調理施設の整備・維持管理 (イ) 根室市内の小・中・義務教育学校での完全給食の実施（児童生徒・教職員等） (ウ) 希望者に対する特定原材料7品目の除去食による食物アレルギー対応食の実施（最大30食/日想定）
年間給食実施日	195日
対話内容	「別紙3 サウンディングシート」のとおり
本調査参加対象者	事業の実施主体となる可能性がある法人または法人のグループであって、以下の条件を満たすものとします。 (ア) 自社で根室市内に調理施設を保有するまたは保有する予定のある者。 (イ) 自社の施設で食缶方式での学校給食の調理及び提供等を行う意向があること。  ただし、以下に該当する場合は除外します。 (ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全でないこと。 (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。 (ウ) 市税等を滞納していないこと。 (エ) 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

### 3. 本調査のスケジュール

項目	日程
実施要領の公表	令和7年 8月26日(火)
質問事項の受付期限	令和7年 9月 9日(火) 17時
質問事項に対する回答期限	令和7年 9月12日(金)
本調査の申込期間	令和7年 8月26日(火)～ 令和7年 9月17日(水) 17時まで
本調査の実施期間	令和7年 9月24日(水)～10月31日(金) ※10月9日(木)～15日(水)及び10月28日(火)を除く
実施結果概要の公表	令和7年11月中旬

### 4. 本調査の手続き

#### (1) 質問事項の受付

- ・本調査全般について質問等がある場合は、「別紙1 質問書」に必要事項を記入し、件名を『【根室市学校給食】サウンディングに係る質問書の送付』としたうえで、下記提出先までEメールにて提出してください。

##### ①質問事項の受付期間

- ・令和7年8月26日(火)～令和7年9月9日(火) 17時まで

##### ②提出先

根室市教育委員会教育総務課学校教育担当  
Eメール：kyo\_gakkyo@city.nemuro.hokkaido.jp

##### ③質問事項に対する回答

- ・質問等に対する回答は順次、Eメールにて回答いたします。
- ・回答時期：令和7年9月12日(金)まで  
※原則として、「別紙1 質問書」以外でのご質問はお受けできかねますので、ご承知おきください。  
※質問等の内容によっては、お答えできない場合もありますので、ご承知おきください。

#### (2) 本調査への参加申込

- ・本調査へ参加を希望する場合は、「別紙2 エントリーシート」及び「別紙3 サウンディングシート」に必要事項を記入し、『【根室市学校給食】サウンディングに係る申込書の送付』としたうえで、下記申込先までEメールにて申し込みください。

##### ①申込受付期間

- ・令和7年8月26日(火)～令和7年9月17日(水) 17時まで

##### ②申込先

根室市教育委員会教育総務課学校教育担当  
Eメール：kyo\_gakkyo@city.nemuro.hokkaido.jp

##### ③その他

- ・対話実施の際の参加者は、1事業者あたり4名までの参加とさせていただきます。

#### (3) サウンディング(対話)の日時の連絡

- ・本調査への参加申し込みのあった事業者の担当者宛に具体的な日時をEメール等にてご連絡します。

#### (4) サウンディング（対話）の実施

##### ①実施期間

- ・令和7年9月24日（水）～令和7年10月31日（金）  
※10月9日（木）～15日（水）及び10月28日（火）を除く

##### ②所要時間

- ・1事業者につき、30分～1時間程度

##### ③実施方法

- ・対面またはオンライン（もしくはハイブリッド）  
※対面の場合は、根室市教育委員会（根室市役所内）にて実施します。

##### ④その他

- ・当日は、「別紙3 サウンディングシート」に基づき、事業者から本調査対象事業に対する考え方等を説明いただき、その後、双方で意見交換を行う流れを想定しております。
- ・なお、当該シート記載内容を含み、本調査においての市・参加事業者双方の発言とも、あくまで調査時点での想定のものとし、今後について何ら約束するものではないものといたします。
- ・サウンディングは事業者のアイデアやノウハウなど知的財産保護の観点から、個別に行います。
- ・実施に際して特に資料提出は求めませんが、資料用いて説明する場合は、当市提出分として計10部をご持参ください。

### 5. 留意事項

- ・当市では学校給食調理施設の整備及び運営事業の手法について、現時点においてゼロベースで調査・検討しているところであり、あらゆる可能性の中からご提案願います。
- ・本調査の実施結果は、今後、本調査対象事業に関する検討等において参考とさせていただきますが、本調査への参加実績は、事業者の公募・選定等を行うこととなった場合の評価の対象とはなりません。
- ・本調査への参加に要する費用は、参加する事業者の負担とします。
- ・本調査終了後、必要に応じて追加の調査（文書照会含む）等を行う場合があります。その際にはご協力をお願いいたします。
- ・調査の実施結果については、概要を市ホームページ等で公表します。公表にあたっては、事前に参加された事業者の皆様にご確認を行います。
- ・参加された事業者の名称、事業ノウハウ等に係る内容は公表しません。

### 6. 問合せ先

根室市教育委員会教育総務課学校教育担当

住所：北海道根室市常盤町2丁目27番地

電話：0153-23-6111（内線：3323～3325）

メールアドレス：kyo\_gakkyo@city.nemuro.hokkaido.jp